

## 指 示

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

川内村長 殿

写) 福島県知事 殿

平成 2 3 年 ( 2 0 1 1 年 ) 福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法 (平成 1 1 年法律第 1 5 6 号) 第 2 0 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

### 記

1. 川内村における平成 2 3 年 3 月 1 2 日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 2 0 キロメートル圏内の区域については、平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 2 4 年 4 月 1 日午前 0 時をもって別紙のとおり①避難指示解除準備区域及び②居住制限区域に見直し、各々の区域の居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。
2. 川内村における平成 2 3 年 4 月 2 1 日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域については、平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 2 4 年 4 月 1 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

避難指示解除 準備区域	<p>川内村大字上川内 字切払501番地1、501番地3 字大四郎506番地3、506番地4、 519番地 字檜生のうち、501番地5から501番地7、 502番地1、502番地2、 503番地57から503番地59 を除く区域 字金子塚の全ての区域 字大鷹鳥谷の全ての区域 字小鷹鳥谷の全ての区域 字高山501番地 字炭焼場10番地1、502番地、503番地1、 504番地、514番地1、 514番地7、514番地8、 514番地12から514番地17、 515番地1から515番地5、 516番地1、516番地6 字弓目幾のうち、501番地5、501番地8、 501番地9、502番地、505番地、 506番地、507番地、508番地 を除く区域</p> <p>川内村大字下川内 字田ノ入のうち、9番地、15番地、16番地、 19番地1から19番地6、 20番地1、20番地8、 21番地1から21番地3、 22番地1、 22番地3から22番地5、23番地、 24番地、27番地1、 27番地4から27番地6、 28番地3、 30番地1から30番地3 を除く区域 字鍋倉の全ての区域 字道ノ下522番地1 字糠塚の全ての区域</p>
----------------	---

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>字南の全ての区域  字吉ノ田和の全ての区域  字毛戸の全ての区域  字五枚沢の全ての区域  字上滝の全ての区域  字館山501番地1、  514番地から528番地、530番地  字篠平の全ての区域  字坂シ内133番地5、141番地7、  152番地1から152番地3、  153番地1から153番地5、  155番地2、  156番地2から156番地4、  156番地6、157番地4、  157番地8、  158番地2から158番地4、  159番地2、159番地4、  159番地6から159番地16、  160番地9、  161番地1から161番地3、  162番地2、162番地3、  167番地3、167番地9、  167番地19、176番地3、  176番地5、176番地14、  236番地1、236番地2、  511番地から513番地、  547番地、548番地  字山梨作の全ての区域  字ドブ501番地、503番地1  字下仁井倉の全ての区域  字宮坂501番地、  501番地15から501番地19、  501番地22から501番地26、  502番地から506番地  字原73番地14、73番地15、73番地29、  73番地30、106番地9、  106番地23から106番地27、</p>
------------------------	--

避難指示解除  
準備区域

106番地34、106番地35、  
106番地37、  
106番地39から106番地42、  
106番地46、  
504番地1から504番地6、  
505番地から510番地

字横根501番地

字平沢17番地、18番地4、  
18番地6から18番地8、  
45番地24、  
70番地17から70番地20、  
70番地22から70番地29、  
70番地32から70番地37、  
70番地44から70番地56、  
70番地58から70番地62、  
70番地64、70番地67、  
70番地71から70番地76、  
70番地78、86番地2、86番地8、  
87番地4、88番地2、98番地1、  
98番地2、98番地4、98番地5、  
501番地1から501番地6、  
503番地から505番地、507番地、  
508番地1、508番地2、  
511番地1から511番地4、  
512番地から515番地

字北川原103番地34から103番地50、  
179番地3、524番地1、  
524番地2、524番地4、  
530番地から536番地、  
537番地1、537番地2、  
537番地4、  
538番地から543番地

字小田代527番地、528番地、  
549番地、  
550番地1から550番地5、  
551番地、

川内村内国有林磐城森林管理署

避難指示解除 準備区域	601林班から603林班、604林班の一部、627林班、 628林班、630林班、631林班、634林班、637林班、 638林班の一部
居住制限区域	川内村大字下川内 字貝ノ坂の全ての区域 字荻の全ての区域 川内村内国有林磐城森林管理署 632林班、633林班、635林班、636林班